

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：森林整備費

事業名 森林組合担い手強化対策事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 森林整備課 担い手企画係 電話番号：058-272-1111 (内 3197)

E-mail: c11515@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,940千円 (前年度予算額：2,224千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,224	0	0	0	0	0	0	0	2,224
要求額	1,940	0	0	0	0	0	0	0	1,940
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

地域の森林を守り育てるためには、森林組合の育成強化が重要な課題となっており、「岐阜県森林組合改革基本方針」で継続して経営基盤の強化等に取り組むこととしている。

経営の健全化を図るためには、経営者・幹部職員の経営能力、部下職員の管理、判断力が重要であるとともに、個々の職員の能力向上も必要である。森林組合の事業経営については、これまでの造林主体型から搬出間伐等を中心とした素材生産型への転換が求められていることから、作業班の伐木・搬出・造材技術の修得が必要となっている。

(2) 事業内容

①森林組合連合会振興対策教育指導事業

森林組合の事業活動を促進するため、連合会による経営に関する教育指導への支援措置

- ・経営活性化や事業の効率化に必要な教育研修
- ・森林組合指導、情報誌の発行

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1/2 事業主体 1/2 (岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱)

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,940	森林組合連合会振興対策教育指導事業 1,940 千円
合計	1,940	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3期岐阜県森林づくり基本計画

「森林組合の経営強化に向けて、経営ビジョンの作成、常勤理事の設置、中堅職員を対象とした能力向上研修の開催等を支援・指導します。」

(2) 国・他県の状況

森林組合法第117条の規定により必要な配慮を行っている。

「国及び都道府県は、組合に対して、その行う事業を通じ、森林の有する公益的機能の維持増進が図られるように、その健全な運営と発達について助言及び指導を行う等必要な配慮をするものとする。」

(3) 後年後の財政負担

岐阜県森林組合改革基本方針に基づき後年後も支援を行う。

(4) 事業主体及びその妥当性

1) 事業主体：

岐阜県森林組合連合会

2) 事業主体及びその妥当性：

森林組合は地域森林を適正に管理する役割を担っており、森林所有者の取りまとめ役の森林組合を指導する立場にある岐阜県森林組合連合会が、事業主体になることは妥当である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	森林組合担い手強化対策事業費補助金
補助事業者（団体）	岐阜県森林組合連合会 （理由） 森林組合は地域森林を適正に管理する役割を担っており、森林所有者の取りまとめ役の森林組合を指導する岐阜県森林組合連合会が事業主体になることは妥当である。
補助事業の概要	（目的）組合役員等の経営能力向上や職員等の資質向上に取り組み、健全な組合経営を図る。 （内容）森林組合の経営の強化や人材育成のため、連合会が行う森林組合を対象にした各種研修会等に要する経費を補助する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他 （内容）事業費の 1/2 （理由）研修等による人材育成は自主的な取り組みであり、県はその 1/2 を支援する。
補助効果	経営に関する教育指導を支援することで、経営の安定化と事業運営の効率化が図られる。
終期の設定	終期 令和 3 年度 （理由）第 3 期岐阜県森林づくり基本計画期間

（事業目標）

・平成 27 年度から令和 3 年度までに、述べ 1,500 人の職員・役員等に対し、研修を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
研修等参加者数 （累計）	(H)	613 (H28)	891 (H29)	1,465 (R1)	1,500 (H27-R3 累計)	98%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

（前年度の成果）

・各種研修会の参加者は平成 27 年度から延べ 1,465 人となり、経営体制の強化、事業実行体制の強化につながった。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

素材生産性の拡大並びに安定的な供給ができる体制を確立するため、職員の経営に関する能力向上をさらに進めていく必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

○

・森林組合法第 101 条 1 項、第 117 条に明記されており、必要である。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

・令和元年度までに 1465 人に研修を実施し、期待以上の効果が得られている。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

○

・経営体制の強化、事業実行体制の強化、森林管理情報機器等の整備が達成されることにより、事業運営の効率化、低コスト化が図られている。

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 連合会が行う森林組合指導は、県が森林組合指導を行う補完的な意味と、森林組合職員の経営に関する能力や事業の実行管理能力を高めるため継続実施する。